



熊本県公報

第 1 2 6 7 9 号

平成 29 年 12 月 5 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 種畜証明書の書換交付に伴う通報…………… (畜産課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更の届出…………… (") 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (") 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (") 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (") 4

公 告

- 熊本都市計画地区計画(出水七丁目(その2)地区地区計画)の決定
(熊本市決定)…………… (都市計画課) 4
- 熊本都市計画汚物処理場の変更(熊本市決定)…………… (") 4
- 熊本都市計画道路(上熊本弓削線)の変更(熊本市決定)…………… (") 4
- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 5
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 5
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 5

告 示

熊本県告示第 1 0 5 0 号

家畜改良増殖法(昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号)第 8 条第 1 項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
2 1 7 0 0 1 7 0 0 0 2	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県熊本市東区長嶺東 4 丁目 9 - 3 0 古閑 清和	北海道河東郡音更町駒場並木 8 番地 1 独立行政法人家畜改良センター十勝牧場
2 1 2 0 1 1 8 0 0 0 6	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県熊本市東区長嶺東 4 丁目 9 - 3 0 古閑 清和	北海道河東郡音更町駒場並木 8 番地 1 独立行政法人家畜改良センター十勝牧場
2 1 7 0 0 1 7 0 0 0 4	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇郡西原村鳥子 3 0 1 岩本屋産業内 岩本 剛	北海道河東郡音更町駒場並木 8 番地 1 独立行政法人家畜改良センター十勝牧場

熊本県告示第 1 0 5 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
さくら調剤薬局 宇土店 宇土市高柳町字高柳 2 2 7 番 9	平成 2 9 年 1 2 月 1 日
独立行政法人地域医療機能推進機構 熊本総合病院 八代市通町 1 0 番 1 0 号	平成 2 9 年 1 2 月 1 日

熊本県告示第 1 0 5 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
古城クリニック	医療機関の所在地	球磨郡水上村岩野 2 6 0 3	球磨郡水上村大字岩野字石原 2 6 7 5 番地 1	平成 2 6 年 2 月 1 2 日
こもり薬局	医療機関の所在地	阿蘇郡西原村小森 1 1 1 3 - 1	阿蘇郡西原村小森 2 8 2 2 - 4	平成 2 9 年 1 0 月 3 0 日

熊本県告示第 1 0 5 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 1 2 月 5 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	4 4 5 号	上益城郡山都町杉木字竹ノ脇 4 6 7 番 1 地先から 同所 4 7 0 番 1 地先まで	前	8.8 ～ 16.6	145.7	交差点 改良
			後	8.8 ～ 20.6		

2 区域を変更する期日 平成 2 9 年 1 2 月 5 日

熊本県告示第 1 0 5 4 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

寺迫 1 地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 9 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 9 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番地
1	益城町	寺迫字城ノ本	1 0 0 3
2	〃	〃	1 0 0 8
3	〃	〃	1 0 1 0 - 2
4	〃	〃	1 0 1 1 - 1

5	益城町	寺迫字竹ノ下	1 0 1 2 - 1
6	〃	〃	1 0 1 7 - 1
7	〃	〃	1 0 1 8 - 4
8	〃	〃	1 0 1 8 - 6
9	〃	〃	1 0 1 8 - 8

熊本県告示第 1 0 5 5 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

寺迫 2 地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 1 2 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 1 2 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	益城町	寺迫字灰塚ノ前	1 3 3 7 - 6
2	〃	〃	1 3 3 8 - 2
3	〃	〃	1 3 3 8 - 4
4	〃	〃	1 3 3 8 - 5
5	〃	〃	1 3 3 8 - 7
6	〃	〃	1 3 4 5 - 1
7	〃	〃	1 3 4 5 - 1
8	〃	〃	1 2 9 0 - 3
9	〃	〃	1 2 9 0 - 3
1 0	〃	〃	1 2 9 1 - 2
1 1	〃	〃	1 3 2 2 - 3
1 2	〃	〃	1 3 2 2 - 3

熊本県告示第 1 0 5 6 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

辺田見地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 1 5 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 1 5 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	御船町	辺田見字中原	1 7 6 9
2	〃	〃	1 7 6 9
3	〃	〃	1 7 7 7
4	〃	〃	1 7 7 8
5	〃	〃	1 7 4 3
6	〃	〃	1 7 4 5
7	〃	〃	1 8 0 0
8	〃	〃	1 8 0 0
9	〃	〃	1 8 0 0
1 0	〃	〃	1 8 0 0
1 1	〃	〃	1 8 0 0
1 2	〃	〃	1 8 0 0
1 3	〃	〃	1 8 0 0
1 4	〃	〃	1 8 0 0
1 5	〃	〃	1 8 0 0

熊本県告示第 1 0 5 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 1 2 月 5 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保

全課において一般の縦覧に供する。
平成 2 9 年 1 2 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	阿蘇郡西原村大字小森字桑鶴 2 1 8 3 番 1 0 地内から 同所 2 1 8 3 番 1 0 地内まで	前	27.1 ～ 40.5	60.3	権限代行による災害復旧工事
			後	27.1 ～ 40.5		
				9.9 ～ 14.1	48.3	

2 区域を変更する期日 平成 2 9 年 1 2 月 5 日

熊本県告示第 1 0 5 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 1 2 月 5 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 2 9 年 1 2 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	阿蘇郡西原村大字鳥子字依山 3 5 9 9 番 1 地先から 同所 3 5 9 9 番 3 地先まで	前	12.2 ～ 54.3	411.7	権限代行による災害復旧工事（仮橋の設置）
			後	12.2 ～ 54.3		
				10.0 ～ 15.5	408.7	

2 区域を変更する期日 平成 2 9 年 1 2 月 5 日

公 告

熊本県公告第 7 1 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 0 条第 1 項の規定により熊本市から熊本都市計画地区計画（出水七丁目（その 2）地区地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成 2 9 年 1 2 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 7 1 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により熊本市から熊本都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成 2 9 年 1 2 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 7 1 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0

条第 1 項の規定により熊本市から熊本都市計画道路（上熊本弓削線）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 7 1 3 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 3 条の 3 第 3 項の規定によりこの旨を公告する。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道 路	七浦地区（寺 川内工区）	平成 2 8 年 9 月 2 7 日	平成 2 9 年 1 0 月 1 6 日	熊本県

熊本県公告第 7 1 4 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 1 2 月 5 日から同月 1 8 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字野口 6 2 3 番
株式会社アグリ飽田	熊本市南区会富町	熊本市南区会富町字居上 1 7 7 0 番ほか 1 筆
牛丸 清史郎	熊本市南区南高江	熊本市南区川口町字溝越 2 0 5 1 番 2 ほか 2 筆
志垣 明宏	熊本市南区富合町	熊本市南区富合町小岩瀬字京坪 3 7 2 番ほか 5 筆
辻 弘幸	熊本市南区富合町	熊本市南区富合町大町字尾崎 2 1 9 番
八木 秀道	熊本市南区富合町	熊本市南区富合町榎津字中碓 4 5 0 番ほか 3 筆
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南区城南町	熊本市南区城南町赤見字上北村 8 6 7 番ほか 5 筆
成松 修一	熊本市南区城南町	熊本市南区城南町六田字瀬多尾 2 5 番 1 ほか 2 筆

2 申請年月日

平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日

熊本県公告第 7 1 5 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 1 2 月 5 日から同月 1 8 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
橋本 博明	宇城市三角町手場	宇城市三角町大口字要 3 8 9 番 2

河野 真長	宇城市三角町手場	宇城市不知火町永尾字西背ノ草 1 9 5 番 7 6 ほか 1 筆
農事組合法人エコ ロジックファーマ ー	上天草市松島町教良 木	上天草市松島町教良木字畑田 1 9 6 3 番 1

2 申請年月日
平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日